

身分証明書として利用できます

顔写真付き住民基本台帳カード

市では、住民基本台帳ネットワークシステムのサービスの一つとして、希望する方に住民基本台帳カード（住基カード）を交付しています。

住基カードは、顔写真付きと顔写真なしの2種類あり、特に顔写真付き住基カードは、金融機関などで口座を開設するとき、戸籍の謄・抄本や住民票を請求するときなど、公的な身分証明書が必要ときに利用できます。

〈申請手続き〉

申請者本人が手続き（15歳未満の方が申請する場合は事前にお問い合わせください）

〈必要なもの〉

運転免許証やパスポートなど公的機関が発行した顔写真付きの証明書（以下「顔写真付き証明書」といいます）、健康保険証（顔写真付き証明書をお持ちでない方）、印鑑、写真（縦45mm×横35mmで上半身・無帽・正面・無背景で6か月以内に撮影したもの。申請窓口でも撮影できます）

〈申請場所〉

市民課、各支所住民室

〈住基カードの交付〉

即日交付

・市民課で顔写真付き証明書持参により申請。（発行に時間を要するため、午後4時までに手続きしてください）
後日交付

・顔写真付き証明書以外で申請。（この場合は、郵便により本人照会を行います）

・市民課、各支所住民室で申請。

※住基カードを交付する際に、数字4桁の暗証番号を設定していただきます。

〈手数料〉

500円

〈有効期限〉

10年間（旭市から転出した場合は失効になります。また、記載内容に変更を生じた場合は変更手続きが必要となりますので、市民課または各支所住民室へ住基カードと印鑑を持参してください）

〈注意事項〉

・住基カードの暗証番号は、他人に知られないようにしてください。
・盗難、紛失、破損などの場合は速やかに市民課または各支所住民室に届け出てください。
・住基カードに衝撃を与えたり、折り曲げたりしないでください。

住基カード発行により受けられるサービス

公的個人認証サービス

国税の申告などインターネットを利用する行政手続きに必要な「電子証明書」の交付が受けられます。利用するには、パソコンに接続するICカード読み取り機が必要です。

〈申請手続き〉

申請者本人が手続き

〈必要なもの〉

住基カード（顔写真のない住基カードの方は、顔写真付き証明書が必要で

す）

〈申請場所〉

市民課（各支所住民室では取り扱いません）

〈手数料〉

500円

〈有効期限〉

3年間（引越しや婚姻など、電子証明書の内容に変更が生じた場合は失効になります）

〈問い合わせ先〉

市民課市民班

☎ 62-15325

海上支所住民室

☎ 55-3114

飯岡支所住民室

☎ 57-3115

千潟支所住民室

☎ 68-11075

住基ネットを利用した手続きの一時停止

8月21日(木)午前8時30分から午後5時30分に、住民基本台帳ネットワーク機器を更改するため、住基ネットを利用した手続きができません。

〈住基ネットを利用した手続きとは〉

- 住民基本台帳カードの交付
- 公的個人認証の「電子証明書」の交付
- 広域交付住民票の交付